

## ぶぎん経営者クラブ会員規約

### (目 的)

第1条 ぶぎん経営者クラブは、株式会社ぶぎん地域経済研究所（以下「当社」という）が運営し、会員の皆様の経営に役立つ各種情報サービスを提供します。

### (会 員)

第2条 会員とは、当社所定の「入会申込書」により入会のお申込をされ、当社が入会を認めた法人または個人をいいます。

### (名 称)

第3条 会員組織の名称は「ぶぎん経営者クラブ」とし、当社経営情報事業部内に運営事務局を設置します。

### (会 費)

第4条 会費は、基本サービスのみの場合は年額 48,000 円、月額 4,000 円（消費税別途）、日経BPのオプションサービス付きの場合は年額 64,800 円、月額 5,400 円（消費税別途）とします（情報誌「ぶぎんレポート」購読料、一部のセミナー受講料等を含む）。

2 会費の納入方法は、年払いと月払いの2種類から会員が選択し、下表の通りとします。

|            | 年払いを選択の場合                                                                                                            | 月払いを選択の場合                                                                         |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 納入方法       | 武蔵野銀行の預金口座からの口座振替                                                                                                    | 会員申出のクレジットカードで支払い                                                                 |
| 初回の会費納入    | 前月16日から当月15日までの当社受付分を、翌月20日（銀行休業日の場合は翌営業日）に、会費納入月より当年度末3月までの月数に4,000円（オプションサービス付きの場合は5,400円）を乗じた額に消費税を加算した金額を口座引落とし。 | 前月16日から当月15日までの当社受付分を、当月26日までに当社よりカード会社に請求。カードの支払いは、ショッピング1回払いとし、その他はカード会社の定めによる。 |
| 2回目以降の会費納入 | 翌年度以降の会費は毎年4月20日（銀行休業日の場合は翌営業日）に口座引落とし。                                                                              | 毎月26日に当社よりカード会社に請求。カードの支払いは、ショッピング1回払いとし、その他はカード会社の定めによる。                         |

### (会員資格の更新)

第5条 会員資格の有効期間は毎年度3月末日までとし、会員より事前に申出のない限り、その資格は自動的に次年度に更新されるものとします。

### (会員の退会)

第6条 会員が都合により退会する場合には、当社所定の「退会届」を提出するものとします。

なお、期中に退会された場合でも、納入いただいた会費は払い戻しいたしませんので、ご了承ください。

2 会費を6か月以上未納の場合は、退会したものと見做します。

### (反社会的勢力の排除)

第7条 会員（法人の場合には法人の役員等も含みます。以下、本条においては同じ）は、自らが以下の項目の一つにでも該当した場合には、何ら催告なく、会員資格を失うものとします。

(1) 会員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過していないもの、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という）に該当し、または暴力団等に共生（注1）している者に該当することが判明した場合

（注1）共生とは、次のア.～オ.のことをいいます。

- ア. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- イ. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ウ. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- エ. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- オ. 本人または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に避難されるべき関係を有すること

(2) 会員が自らまたは第三者を利用して反社会的な行為（注2）をした場合

（注2）上記の行為とは、次のア.～ウ.の行為をいいます。

- ア. 暴力的な、または法的な責任を超えた不当な要求行為
- イ. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ウ. 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社および他社の信用を毀損し、又は業務を妨害する行為

### (諸届け)

第8条 会員サービスの継続的充実を図るため、会員は代表者、所在地、電話番号等に変更があった場合、当社所定の「届出事項変更届」をご提出いただきます。

(規約の変更)

第9条 当社は、法令の定めにしたがい、会員の利益のために必要と認められるとき、または、その他相当の事由がある場合で、会員の契約目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更にかかる事情に照らして、合理的な内容であるときに、本規約を変更することができます。

2 前項による本規約の変更は、変更後の内容を当社ホームページ(<https://www.bugin-eri.co.jp/>)への公表  
その他適切な方法により公表し、公表の際に定める効力発生時期の到来により効力を生じるものとします。

株式会社ぶぎん地域経済研究所  
(改定日 2025 年 1 月 1 日)